

令和3年度 第10回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年1月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和3年度第10回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和3年度

第10回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年1月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 3 番 森山 武郎 委員 4 番 金井 藤郎 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 16 時 05 分

令和3年度 第10回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第10回魚沼市農業委員会総会は、令和4年1月26日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出はありませんでした。出席者数19名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第10回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）
日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）
主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）
続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）
第1部会として、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）
第2部会も今月は報告事項はありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）
第3部会も報告事項はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）
第4部会も報告事項はございません。

広報部会部会長（星美喜雄委員）

総会終了後、農業委員会だよりの編集会議を行いますので、広報部員は出席をお願いします。

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項、それぞれ報告が終わりました。何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

（特になし）

それでは、ないようですので次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に指名、一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号3番森山武郎委員及び議席番号4番金井藤郎委員の兩名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は56件、175筆、67,584.00㎡の届出がありました。解約の理由は、**地区でのほ場整備にあたり、契約が変更となるため42件あるほか、第三者と貸借するため、第三者と売買するための理由がありました。詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告のとおり事前配布ということで目を通していただけたと思います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の17ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、今月は22件受理し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。

整理番号6番、15番は相続手続きが遅れたことにより、司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

浅井守雄委員

整理番号15番で今ほどご説明いただきました。もう一点、譲受人と譲渡人が同地区の南魚沼市の方なんですけど、この背景というのをもう少し詳しく説明いただければありがたいです。

議長（上村会長）

内容について分かる範囲でお願いします。

事務局（星野係長）

に住所がある方なんですけれども、市内、地区に所有する農地が1筆ありまして、その相続の手続きが漏れていたということで、司法書士から届け出がありました。

浅井守雄委員

ありがとうございました。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特になければ、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の19ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届け出となっております。

整理番号1	申請地	*****の一部	田	199 m ²
	申請人	*****		
	転用目的	農作業用駐車場		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出についての整理番号1番につきましては、報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買4件、贈与1件の合計5件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	697 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は、長年に渡って譲受人が隣接している所有農地と共に耕作してきましたが、譲渡人が高齢になったため、売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田ほか6筆 合計7,789㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲渡人は遠方に住んでおり、申請地を耕作することができないため、耕作してくれる人を探していましたが、この度、隣接地を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったことから、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 畑 24㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。申請地は譲渡人が先代より相続しましたが、遠方に住んでおり耕作できないため、申請地にほど近い農地を耕作している譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 田 962㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。申請地は譲受人が耕作する農地に囲まれた場所にあることから、これを取得して隣接する田んぼと一体的に耕作したいとのことで話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 **** 畑ほか1筆 合計80.06㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地は譲受人が耕作する農地に隣接する場所にあることから、贈与の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、耕運機を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番、2番、3番、4番、5番につきまして、議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

菑澤芳子委員

整理番号1番ですが、高橋推進委員と話し合い、今回は私が確認に行ってきました。1月23日に**さん、**さん宅に伺い、話を聞いてきました。内容については事務局の説明のとおりです。櫻井さんが耕作できない状況の中、20年も**さんが受けてやっています。現地確認は雪の下でできませんでしたが、他の方に迷惑のかかるようなことはありませんので、問題はないと思います。以上です。

井上 昭委員

整理番号2番ですが、この件に関しましては、去年2021年2月28日に**さんから電話がありまして、それと前後して**さんからも電話がございました。すぐ申請があるかなと思っていたらなかなかなくて、1年間現場を見ていたんですけども、ようやく申請と相成りました。現地は、今度所有者になる**さん宅のすぐ横と、山にある畑のすぐ下になりますので、耕作的には問題はないと思います。そして、坂西さんは花き農家ですから、十分こなせると思います。

吉田富美男委員

整理番号3番ですが、**さんのところに面談に行ってきました。今回申請のあった**さんの土地の隣に**さんの管理されている畑がありまして、**さんはなかなか遠くて管理ができないということと、**さんの土地が**さんの土地になれば、効率よく管理できるということで、話がまとまった次第であります。以上です。

金井藤郎委員

整理番号4番ですが、**さんと**さんを個別に訪問させていただいて話を聞きました。隣接する**さんが購入し耕作する話がついたようで、今回の申請に至ったということです。**さんは、専業農家ですので、特別問題はないと思います。

桑原正文委員

整理番号5番ですが、1月18日に、**司法書士から連絡をいただきました。その後、1月20日に**さんに電話をして確認をさせてもらいましたし、1月22日に**さんの自宅に伺って再確認をさせていただきました。森山推進委員にも連絡をしてあるんですけど、昨今の情勢で、私一人でやらせてもらいました。内容については事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

それでは議案第1号、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番、2番、3番、4番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで、異議なしと認め許可いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の23ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1 申請地 **** 畑ほか1筆 合計 13.66㎡

農地区分 第三種農地

申請人 ****

申請概要 一般住宅敷地の拡張

転用目的 一般住宅敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。申請人は自宅に隣接する申請地を通路として利用するため、申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地の一部を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

議長（上村会長）

議案第2号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番ですが、1月19日に**行政書士からお話をいただきまして、1月22日に現地確認のため、**さんのお宅にお伺いさせていただきました。残念ながら現地の敷地につきましては、積雪のため確認ができませんでしたが、**さんご本人のお話を聞くことができまして、話は雪降り前からの話でありまして、間違いないということでございました。そんなことで、この案件につきましては問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の25ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

なお、議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員には退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

それでは説明させていただきます。

整理番号1 申請地 ***** 田 191㎡

農地区分 第三種農地

権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 *****

譲受人 *****

申請概要 一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟

転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、申請地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を宅地造成しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第3号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、1月23日に行政書士から連絡がありまして、譲受人の**さんのところに電話でお話をさせていただきました。間違いないということでした。あとは事務局の説明のとおりでございます。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の27ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	123 件
	筆数	393 筆
	面積	434,655.40 m ²

所有権移転	件数	1 件
	筆数	10 筆
	面積	8,770.00 m ²

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、54ページをご覧ください。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか9筆	合計8,770 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買		対価	1,200,000 円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全

て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定については、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

特になし

議 長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案、それぞれ慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は16時05分）

上記会議の内容は、令和3年度第10回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
